

株式分割に関する取締役会決議公告

平成 19 年 6 月 15 日

株 主 各 位

東京都港区新橋二丁目 2 番 9 号
ケネディクス株式会社
代表取締役社長 川島 敦

平成 19 年 2 月 13 日開催の当社取締役会において、株式の分割に関し、下記のとおり決議いたしましたので公告いたします。

記

1. 平成 19 年 7 月 1 日(日)付をもって、次のとおり普通株式 1 株を 2 株に分割する。

(1) 分割の方法

平成 19 年 6 月 30 日(土)(ただし、平成 19 年 6 月 30 日は株主名簿管理人の休業日につき、実質上は、平成 19 年 6 月 29 日(金))最終の株主名簿及び実質株主名簿に記載または記録された株主の所有普通株式 1 株につき 2 株の割合をもって分割する。

(2) 分割により増加する株式数

平成 19 年 6 月 30 日(土)(ただし、平成 19 年 6 月 30 日は株主名簿管理人の休業日につき、実質上は、平成 19 年 6 月 29 日(金))最終の発行済株式数に 1 を乗じた株式数とする。

(3) 発行可能株式総数の増加

会社法第 184 条第 2 項の規定に基づき、平成 19 年 7 月 1 日(日)付をもって、当社定款第 6 条を変更し、発行可能株式総数 700,000 株を 700,000 株増加させて、1,400,000 株といたします。

2. その他、この株式の分割に必要な事項は、今後の取締役会において決定する。

以上

お知らせならびにご注意

- 株式の分割により発行する株券およびご所有株式に関するご案内は、平成 19 年 8 月 20 日(月)にお届けご住所にお送り申し上げる予定でございます。
- 証券保管振替制度ご利用の場合は、平成 19 年 7 月 1 日(日)付けにて株式の分割により増加した株式数が、実質株主名簿およびご預託の証券会社等の顧客口座に記載または記録されることとなります。
- 名義書換未済の株券をお持ちの方は、速やかに名義書換または証券会社等で株券保管振替制度ご利用の手続きをお済ませください。なお、住所変更、改印等の届出未済の方は、至急手続きをお済ませください。

株 主 名 簿 管 理 人 中央三井信託銀行株式会社
事 務 取 扱 場 所 東京都港区芝三丁目 33 番 1 号
中央三井信託銀行株式会社 本店
(お問い合わせ先) 中央三井信託銀行株式会社 証券代行部
電話 0120 - 78 - 2031(フリーダイヤル)
同 取 次 所 中央三井信託銀行株式会社 全国各支店
日本証券代行株式会社 本店および全国各支店

以上